

令和元年第2回占冠村議会臨時会会議録（第1号）
令和元年5月10日（金曜日）

○議事日程

		臨時議長開会宣告（午前10時）
		◎村長あいさつ
		◎村幹部職員の紹介
日程第1		仮議席の指定
日程第2		会議録署名議員の指名について
		諸般報告
		議長諸般報告
		村長行政報告
日程第3	選挙第1号	議長選挙について
日程第4		会期決定について
日程第5	選挙第2号	副議長選挙について
日程第6		議席の指定について
日程第7		常任委員の選任について
日程第8		議会運営委員の選任について
日程第9	選挙第3号	富良野広域連合議会議員の選挙について
日程第10	同意案第1号	監査委員の選任につき同意を求めることについて

○出席議員（8名）

議長	8番	相川繁治君	副議長	1番	大谷元江君
	2番	藤岡幸次君		3番	五十嵐正雄君
	4番	山本敬介君		5番	下川園子君
	6番	小林潤君		7番	児玉眞澄君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

（長部局）

占冠村長	田中正治	副村長	松永英敬
会計管理者	伊藤俊幸	トマム支所長	平川満彦
総務課長	多田淳史	企画商工課長	三浦康幸
地域振興対策室長	藤田尚樹	住民課長	小尾雅彦
福祉子育て支援課長	木村恭美	建設課長	小林昌弘

農 林 課 長 平 岡 卓 林 業 振 興 室 長 根 本 治
(教育委員会)

教 育 長 藤 本 武 教 育 次 長 合 田 幸

○出席事務局職員

事 務 局 長 岡 崎 至 可 主 事 久 保 璃 華

午前10時00分

◎開会宣言

○臨時議長（相川繁治君） ただいまの出席議員は8人です。定足数に達しておりますので、これから令和元年第2回占冠村議会臨時会を開会します。

◎村長あいさつ

○臨時議長（相川繁治君） この際、田中村長からご挨拶をいただき、引き続き、村幹部職員の紹介をお願いします。

村長。

○村長（田中正治君） ただいま、臨時議長のお許しがありましたので、4月21日執行の占冠村議会議員選挙におきまして、ご当選の栄誉に浴されました議員の皆様へ一言、お祝いを申し上げます。

まずもって、村民の信認を得て、ご当選されましたこと誠にありがとうございます。心よりお祝いを申し上げます。

地方自治にとって、行政と議会は車の両輪とも言われますが、左右同時に動かなければ前進はできません。向かう方向は村民のための行政執行でありますので、時にアクセル、ブレーキ、時には一時停止など互いに切磋琢磨し、村民の期待に応えてまいりたいと思っております。

この度の選挙において、それぞれが掲げられた公約が多岐にわたる分野であると思いますが、議員各位に寄せる村民の期待は大きいものと推察しております。私としても村民と約束した公約実現のため、村民に軸足を置いた政策提案をしてまいりたいと考えております。

議員の皆さんにおかれましては、それぞれの立場や主張があると思えます。議会には、

議会における議決、行政へのチェック機能などがありますので、議会の場や議員協議会の場などでご審議、ご議論を賜りますことをお願い申し上げます。

結びに、これからの4年間、地域づくり、村づくりにそのお力を遺憾なく発揮されますこと、また、ご健康には十分留意されますことを切に願ひまして、お祝いのご挨拶といたします。

◎村幹部職員の紹介

○村長（田中正治君） 引き続きまして、村幹部職員の紹介をいたします。

議員の皆さんから向かって左側になります。

副村長の松永英敬。総務課長の多田淳史。建設課長の小林昌弘。農林課長の平岡卓。林業振興室長の根本治。企画商工課長の三浦康幸。住民課長の小尾雅彦。福祉子育て支援課長の木村恭美です。

次に向かって右側になります。

教育長の藤本武。教育次長の合田幸。地域振興対策室長の藤田尚樹。トマム支所長の平川満彦。会計管理者の伊藤俊幸です。それと議会事務局長の岡崎至可です。

以上でございます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

◎議事日程

○臨時議長（相川繁治君） これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

◎日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（相川繁治君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席とします。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○臨時議長（相川繁治君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、臨時議長において、下川園子君、児玉眞澄君を指名いたします。

下川園子君、児玉眞澄君のいずれかが議長に当選した場合は藤岡幸次君を指名いたします。

◎議長諸般報告

○臨時議長（相川繁治君） これから諸般の報告を行います。

事務局長。

○事務局長（岡崎至可君） 審議資料の1ページお願いいたします。

今臨時会に付議された案件は、選挙第1号から同意案第1号までの4件です。説明のため出席を要求したところ、通知のあった者の職及び氏名は、村長以下記載のとおりです。

平成31年第1回定例会以降の議員の動向は、3月7日富良野消防署占冠支署予算勉強会から記載のとおりです。

審議資料の4ページから5ページは平成31年2月分の例月出納検査結果です。審議資料の6ページから7ページは平成31年3月分の例月出納検査結果です。以上です。

○臨時議長（相川繁治君） これで諸般の報告を終わります。

◎村長行政報告

○臨時議長（相川繁治君） 村長から行政報告のため発言を求められておりますので、その発言を許可します。

村長。

○村長（田中正治君） 審議資料の2ページ

になります。行政報告をさせていただきます。まず、はじめに、1、報告事項であります。お手元に配布の資料をご覧くださいと思います。

行政報告、1、報告事項、(1)JAふらの第6次中期経営計画に係る金融店舗の統廃合について。昨年12月14日開催の全員協議会において説明いたしました、JAふらの第6次中期経営計画に係る金融店舗統廃合の状況について報告いたします。

昨年11月26日、ふらの農業協同組合代表理事組合長及び役職員が来庁され、令和3年2月末で金融・共済部門を南富良野支所に統合する中期計画を進めたいとの説明がありました。

これを受け、全員協議会において村議会議員の皆様にも内容を説明するとともに、本村農業団体、農業関係者とも意見交換を行ってきたところです。その中で、統廃合による農協機能の縮減に不安を感じるなどの思いがあり、存続に向けて村にも協力して欲しいとの意見がありました。

また、各農業団体が主体的に取り組みされた「ふらの農協占冠出張所存続を求める署名」に村としても賛同し、「占冠出張所存続要請書」をふらの農協組合長へ提出することといたしました。

4月5日、占冠出張所の存続を求めた246筆に及ぶ署名と存続要請書をふらの農協組合長へ手交し、関係者及び地域の思いを伝えてまいりました。組合長からは、現状を維持することは難しいが、今後の在り方なども協議し、合理的な方向性を探していく旨の回答がありました。

統廃合については、来年開催の総代会において3分の2以上の賛成が必要であることから、今後も関係者等と連携を図りながら、占

冠出張所の存続に向けて取り組んでまいります。

(2) 村立診療所の医師確保について。平成30年度をもって契約期間が満了となることから、診療所医師と協議をしておりましたが、任期をもって退任される意向であることを確認し、後継医師の確保について、関係機関への依頼および公募を行ってまいりました。

しかし、4月での医師確保が難しい状況になり、4月末までの診療所管理者を現医師に依頼し、代替医師での診療となり、地域住民への診療所利用について、大変ご不便とご迷惑をおかけしております。

後任医師については、先般、占冠およびトマム診療所の見学のため来村され、占冠への勤務について、前向きな回答を得ておりますので、近く詳細について内容を詰め、後任医師として勤務いただける方向で進めております。

同医師については、現在の勤務地との調整で早くても7月からの勤務となることが想定され、この間、代替医師による診療となることから、村民の皆様には、引き続きご不便、ご迷惑をおかけしますがよろしく願いいたします。

次に、2の主な用務等でございますけれども、3月8日以降、記載のとおりでございます。3の入札執行でございますけれども、記載のとおりでございます。以上で終わります。

○臨時議長（相川繁治君） これで行政報告は終わりました。

村長及び幹部職員の皆様に申し上げます。これより議会の構成等を行うため、時間がありますのでその間退席されて結構です。再開の際は追ってご連絡をいたします。なお、議場に残られた場合、議長選挙並びに副議長選挙の際、議場を閉鎖いたしますので、出入り

ができなくなることを申し上げておきます。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時25分

○臨時議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第3 選挙第1号

○臨時議長（相川繁治君） 日程第3、選挙第1号、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○臨時議長（相川繁治君） ただいまの出席議員数は8名です。

次に立会人を指名します。会議規則第32条の規定により、立会人に大谷元江君及び五十嵐正雄君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○臨時議長（相川繁治君） 投票用紙の配付もれはありませんか。

（「なし」の声あり）

○臨時議長（相川繁治君） 配付もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○臨時議長（相川繁治君） 異常なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○事務局長（岡崎至可君） 氏名を読み上げます。1番、下川園子議員。2番、児玉眞澄議員。3番、藤岡幸次議員。5番、大谷元江

議員。6番、五十嵐正雄議員。7番、山本敬介議員。8番、小林潤議員。相川繁治臨時議長。

(全議員により投票が行われる)

○臨時議長(相川繁治君) 投票もれはありませんか。

(「なし」の声あり)

○臨時議長(相川繁治君) 投票もれなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。大谷元江君、五十嵐正雄君、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○臨時議長(相川繁治君) 大谷元江君、五十嵐正雄君、立ち合いありがとうございます。

選挙の結果を報告します。

投票総数8票、これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。そのうち、有効投票8票、無効投票0票です。

有効投票のうち、相川繁治君8票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2票です。

したがって、相川繁治君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場閉鎖解除)

○臨時議長(相川繁治君) 会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

私、相川繁治が議長に当選となりましたので、本席より就任の挨拶をしたいと思います。

年号も平成から令和となり、気も心も新たなスタートの年に、議員各位のご支援をいただき三度議長の要職に選任されましたことは、誠に身に余る光栄でございます。と、共に責任の重さを痛感しているところであります。

平成28年の南富良野、そしてトマム地区の大雨による大災害、さらに、昨年の胆振東部

地震と、いつ、どこで、どのような災害に見舞われるか予想もつかないのが自然災害であります。村では、昭和37年の水害から今年で57年目を迎えようとしております。防災、減災など備えを万全にしなければと思っております。

また、村の活性化のため、道の駅周辺の再整備など今後の課題の一つと思います。

そして、さらに議会としてもトマムリゾートとの意見交換など、相互理解を深め合うことも大切であるというふうに思っております。

一方、議会においては、なり手不足の問題の検討など、この4年の中で住民、関係機関とも相談しながらその方向性を見出していかなければと考えております。

既に着手されている保育所の建設と併せ、子育て支援をはじめ、医療・福祉の充実が図られるよう取り組みが求められております。

今年は大きな支出が予想される中、安定的自主財源確保についても重要な課題であると思っております。

このように、重要な課題が山積している中ではありますが、今期、新しい4名の議員の方々を迎え、議員各位のご協力のもと、中立・公正を旨として円滑な議会運営を期する所存でございます。村民皆様の期待に沿えるよう、決意を新たに就任の挨拶といたします。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

これで臨時議長の職務は全部終了しました。ご協力ありがとうございました。

◎日程第4 会期の決定

○議長(相川繁治君) 日程第4、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今臨時会の会期は本日1日間としたいと思

います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。
よって会期は本日1日間と決定しました。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時46分

○議長(相川繁治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第5 選挙第2号

○議長(相川繁治君) 日程第5、選挙第2号、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(相川繁治君) ただいまの出席議員数は8名です。

次に立会人を指名します。会議規則第32条の規定により、立会人に山本敬介君、小林潤君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(相川繁治君) 投票用紙の配付もれはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 配付もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(相川繁治君) 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○事務局長(岡崎至可君) 氏名を読み上げ

ます。1番、下川園子議員。2番、児玉眞澄議員。3番、藤岡幸次議員。5番、大谷元江議員。6番、五十嵐正雄議員。7番、山本敬介議員。8番、小林潤議員。相川繁治議長。

(全議員により投票が行われる)

○議長(相川繁治君) 投票もれはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 投票もれなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。山本敬介君、小林潤君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(相川繁治君) 山本敬介君、小林潤君、立ち合いありがとうございました。

選挙の結果を報告します。

投票総数8票。これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。そのうち、有効投票8票、無効投票0票です。

有効投票のうち、大谷元江君8票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2票です。

したがって、大谷元江君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場閉鎖解除)

○議長(相川繁治君) ただいま副議長に当選された大谷元江君が議場にいらっしゃいます。会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

○副議長(大谷元江君) 議長。

○議長(相川繁治君) 副議長に当選されました大谷元江君に発言を求められておりますので、これを許します。

○副議長(大谷元江君) 先ほど控室におきまして副議長に立候補させていただき、この選挙において皆様の信任を得まして、満場の

投票ということで副議長の任にあたらせていただきます。

先ほど議長もおっしゃいましたけれども、自然災害、今朝も宮崎県で地震がありました。本当にいつ、何があるか分からない時代になっております。令和になりまして、戦争のない平和な災害のない時代になってほしいということで新天皇が即位された後、往々に出ておりましたけれども、今朝、地震ということで残念だなと思っております。占冠は幸いにして大きな災害とはなっていませんけれども、大水害から57年経っておりますので、ここは気を引き締めて。

避難路、住民の減少、いろいろな問題を抱えております。皆さんと協力しながら、また、議長の補佐をしながら頑張りたいと思っておりますのでご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（相川繁治君） しばらく休憩をいたします。

休憩 午前10時59分
再開 午前11時04分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第6 議席の指定について

○議長（相川繁治君） 日程第6、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により議長において指定します。氏名と議席番号を職員に朗読させます。

○事務局長（岡崎至可君） では、読み上げます。1番、大谷元江副議長。2番、藤岡幸次議員。3番、五十嵐正雄議員。4番、山本敬介議員。5番、下川園子議員。6番、小林潤議員。7番、児玉眞澄議員。8番、相川繁治議長。以上です。

○議長（相川繁治君） ただいま朗読したとおり議席の指定をします。議席が決まりましたので、それぞれただいまの指定の議席にお着きください。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時39分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第7 常任委員の選任

○議長（相川繁治君） 日程第7、常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第6条の規定により、総務産業常任委員に1番、大谷元江君、2番、藤岡幸次君、3番、五十嵐正雄君、4番、山本敬介君、5番、下川園子君、6番、小林潤君、7番、児玉眞澄君、8番、私、相川繁治、以上のおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしましたとおり常任委員に選任することに決定しました。しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時39分

再開 午前11時41分

○副議長（大谷元江君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の常任委員辞退について、を議題いたします。

議長におかれましては、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので退場を求めます。

（相川議長退場）

○副議長（大谷元江君） 総務産業常任委員

に選任されました議長から、常任委員を辞退したい旨の申し出があります。

議長はその職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における採決権など議長固有の権限を考慮するとき、一箇の委員会に委員として所属することは適当でないし、また、行政実例でも議長については辞任を認めているところもありますので、総務産業常任委員を辞任したいとするものです。

辞任について許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 異議なしと認めます。

したがって、議長の総務産業常任委員の辞任については許可することに決定いたしました。

しばらく休憩いたします。休憩中に、総務産業常任委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行ってください。

休憩 午前11時45分
再開 午前11時48分

○議長(相川繁治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中の総務産業常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。

委員長に五十嵐正雄君、副委員長に藤岡幸次君、以上のおおりに互選された旨の報告がありました。

◎日程第8 議会運営委員の選任

○議長(相川繁治君) 日程第8、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条

例第6条第1項の規定により、山本敬介君、下川園子君、小林潤君、以上のおおりに指名いたします。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおりに、議会運営委員に選任することに決定しました。

しばらく休憩いたします。休憩中に議会運営委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行ってください。

休憩 午前11時49分
再開 午前11時52分

○議長(相川繁治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中の議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。

委員長に山本敬介君、副委員長に小林潤君、以上のおおりに互選された旨の報告がありました。

◎日程第9 選挙第3号

○議長(相川繁治君) 日程第9、選挙第3号、富良野広域連合議会議員の選挙を行います。

議員の定数は3名です。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦によることに決定しました。

指名の方法については、議長において指名

することにいたしたいと思ひます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

富良野広域連合議会議員に下川園子君、小林潤君、そして私、相川繁治を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した下川園子君、小林潤君、そして私、相川繁治を当選人にすることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました下川園子君、小林潤君、そして私、相川繁治が富良野広域連合議会議員に当選しました。

ここで午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後1時00分

○議長(相川繁治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第10 同意案第1号

○議長(相川繁治君) 日程第10、同意案第1号、監査委員の選任につき同意を求めることについての件を議題とします。

7番、児玉眞澄君は地方自治法第117条の規定により、除斥の対象になりますので、退場を求めます。

(児玉議員退場)

○議長(相川繁治君) 提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長(田中正治君) 議案書の7ページでございます。同意案第1号、監査委員の選任につき同意を求めることについて。

下記の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。令和元年5月10日提出、占冠村長、田中正治。

記、住所、勇払郡占冠村字中央。氏名、児玉眞澄、昭和24年9月30日生。

なお、児玉氏の経歴については裏面に記載のとおりでございますのでご参照願ひます。以上、ご審議のほどよろしく願ひいたします。

○議長(相川繁治君) これで提案理由の説明を終わります。

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略し、これから同意案第1号、監査委員の選任につき同意を求めることについての件を採決します。

本案について、これに同意することに賛成の方はご起立願ひます。

(起立多数)

○議長(相川繁治君) 起立多数です。

したがって、本案については同意することに決定しました。

児玉眞澄君の入場を許します。

(児玉議員入場)

◎閉会宣言

○議長(相川繁治君) 以上をもって今臨時会に付議された案件はすべて終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和元年第2回占冠村議会臨時会を閉会します。

閉会 午後1時04分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年5月31日

占冠村議会臨時議長 相川繁治

占冠村議会議長 相川繁治

占冠村議会副議長 大谷元江

(署名議員)

占冠村議会議員 下川園子

占冠村議会議員 児玉眞澄